

航空法施行規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空身体検査指定機関の指定
- ② 手続根拠 : 航空法施行規則第61条第1項
- ③ 手続対象者 : 航空身体検査指定機関の指定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 航空身体検査指定機関の指定を受けようとする時
- ⑤ 提出方法 : 航空身体検査指定機関指定申請書を作成し、航空局安全部運航安全課に提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空法施行規則第62条の2第2項各号の要件に適合することを証明する書類 1部
- ⑧ 申請書様式 : 航空身体検査指定機関指定申請書（第24号の2様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局安全部運航安全課 03-5253-8111（内線50348）
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第62条の2第2項
- ② 標準処理期間 : 2ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）